

袋井市空き店舗対策事業補助金 をご利用ください！



中心市街地の空き店舗に出店される方に、
店舗改装費や家賃の一部を補助します！

改装工事などを開始する前に、必ずご相談ください！

空き店舗とは？

中心市街地（裏面地図参照）にあり、お店や事務所として使用されていた施設で、1ヶ月以上利用されていないものをいいます。

補助金の申請ができる方

補助金の申請には、次のような条件があります。

- ・中心市街地にある店舗で、小売業、サービス業、飲食業などを営業すること。
- ・開店してから24ヶ月以上継続して営業すること。
- ・営業時間が午後5時以降のみではなく、日中も営業すること。
- ・空き店舗所有者と同じ世帯の方または同一生計の方でないこと。
- ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。 など

詳しくは、市産業政策課までお問い合わせください。

補助対象経費・補助金額

補助対象経費の3分の1を補助します。ただし、補助限度額を上限とします。
補助対象経費、補助限度額は下表のとおりです。

	補助対象経費	補助限度額
店舗内外の改装費	店舗の改装を行う年度のみ、1回限り申請できます。	20万円
店舗の家賃	12ヶ月分を申請できます。ただし、月額75,000円を上限とし、敷金・礼金などは対象外です。	30万円

<計算例>

改装費240万円、家賃月10万円で、12月に店舗の賃借・改装工事を開始する場合

改装費 240万円×1/3=80万円 > 補助限度額20万円 → 補助金額20万円

家賃

家賃10万円 > 限度額75,000円 → 75,000円×1/3=25,000円（1ヶ月相当額）

【12月～翌年3月（4ヶ月）分】25,000円×4ヶ月=補助金額10万円

【翌年4月～11月（8ヶ月）分】25,000円×8ヶ月=補助金額20万円

当年度補助金額 20万円+10万円=30万円 翌年度補助金額 20万円

※ 翌年4月以降の家賃補助は、改めて申請が必要です。

中心市街地とは？

下記地図の枠内が対象区域です。



あなたの出店の夢を
応援します！
お気軽に
市産業政策課まで
ご相談ください。



問い合わせ先

袋井市産業環境部産業政策課商業労政係

住所：袋井市新屋一丁目1番地の1

電話番号：0538-44-3136

詳しくは、下記QRコードから
ご確認ください。

